＜家族信託 早わかり Ｑ＆Ａ＞

【質問一覧】

＜家族信託を作成するに当たって＞

Ｑ１　家族信託は、何を信託するのですか？

Ｑ２　家族信託とは、どのような仕組みなのですか？

Ｑ３　家族以外でも家族信託の受託者になれますか？

Ｑ４　未成年者は家族信託の受託者になれますか？

Ｑ５　成年被後見人は家族信託の受託者になれますか？

Ｑ６　受託者は報酬をもらうことができますか？

Ｑ７　受託者の義務にはどのようなものがありますか？

Ｑ８　家族信託のメリット（優れている点）は？

Ｑ９　家屋信託のデメリット（注意しなければいけない点）は？

Ｑ10　「委託者」「受託者」「受益者」はそれぞれ複数人でも家族信託ができますか？

Ｑ11　同一人物が「委託者」と「受託者」になれますか？

Ｑ12　同一人物が「受益者」と「受託者」になれますか？

＜家族信託契約書の作成＞

Ｑ１　家族信託の契約書はどこで作成するのでしょうか？

Ｑ２　家族信託は、委託者が認知症になっても契約書の作成ができますか？

Ｑ３　公証役場での費用はどのくらいかかりますか？

Ｑ４　不動産を信託する場合は、どのようになりますか？

Ｑ５　信託口口座とは何ですか？

＜契約書作成後の対応＞

Ｑ１　「家族信託」と「遺言」のどちらが優先するのでしょうか？

Ｑ２　「委託者」「受託者」「受益者」等の家族信託の関係者が死亡した場合は、どのようにすれば良いのですか？

【質問に対する回答】

＜家族信託を作成するに当たって＞

Ｑ１　家族信託は、何を信託するのですか？

Ａ　基本的には、金銭（預金等）や不動産等を信託します。

Ｑ２　家族信託とは、どのような仕組みなのですか？

Ａ　家族信託の登場人物は、基本的には「委託者」「受託者」「受益者」の３人です。その役割としては、

・「委託者」……財産の所有者で、財産を信託する人
・「受託者」……財産の管理・運用・処分を委任者から任される人
・「受益者」……信託された財産から利益を受ける人

です。

財産の管理を信頼する「受託者」に任せ、「受託者」はその財産を管理し、そこから発生した利益を「受益者」が受取る仕組みです。

家族信託では、基本的には財産の所有者である親が「委託者」となり、その子が「受託者」となって管理し、その利益を親が「受益者」となって受けるということになります。

Ｑ３　家族以外でも家族信託の受託者になれますか？

Ａ　甥や姪でも受託者になれます。

Ｑ４　未成年者は家族信託の受託者になれますか？

Ａ　未成年者はなれません。

Ｑ５　成年被後見人は家族信託の受託者になれますか？

Ａ　成年被後見人や被保佐人は長らく法律によって受託者にはなれませんでしたが、2019年の法改正により就任できるようになりました。

成年被後見人や被保佐人は、判断能力が低く未成年者と同様、自己の財産についての単独での処分権がないため不適格とされていましたが、成年被後見人と被保佐人についての人権尊重や不当な差別防止の観点から制限が撤廃され、現在では就任することができるようになりました。しかしながら、実務的には、判断能力の観点から成年被後見人と被保佐人を家族信託の「要」となる受託者にすることについては、慎重に考えた方が良いのではないかと思われます。

Ｑ６　受託者は報酬をもらうことができますか？

Ａ　受託者が営利の目的を持って反復継続して信託を行うということになれば、信託業法違反（信託銀行・信託会社以外はできない）の可能性があります。従って、1件だけであれば報酬を支払うという家族信託契約書を作成することができます。

Ｑ７　受託者の義務にはどのようなものがありますか？

Ａ　受託者には、下記のような義務が課せられています。

・信託に関する取引で生じた債務について信託財産で支払えなければ、受託者の個人財産で支払わなくてはなりません。
・例えば、信託不動産の瓦が落ちて誰かが怪我をした場合、損害賠償金を信託財産で支払えなければ、受託者の個人財産で支払わなくてはなりません。
・信託不動産を売却した際に、不動産に欠陥があり、買主から損害賠償請求をされた場合に、信託財産で支払えなければ受託者個人が支払うということになります。
・信託に関する帳簿をつけ、年１回委託者に報告する義務があります
・受託者が任務を怠った等により、信託財産に損失が生じた場合は、損失の補填を受益者から請求される可能性もあります。

Ｑ８　家族信託のメリット（優れている点）は？

Ａ　4つのメリットが考えられます。

①成年後見制度よりも柔軟な財産管理ができます。

成年後見制度では、本人（委託者）のためにだけしか本人の財産を使えませんが、家族信託では、「受益者」として本人以外の人のために本人の財産を使うことができます。

②「委託者」の判断能力に影響されず、財産の管理ができます。

本人（委託者）が認知症等になり判断能力が衰えた場合、金融機関は本人の預金や融資を凍結されてしまいますが、家族信託の対象にしていますと「受託者」の管理となるため、本人（委託者）の預金の支払いが可能となり、融資につきましても、融資の新規、更新、返済等が可能となります。さらには、「受託者」が信託された不動産を売却したり、不動産を担保として建物の修繕資金、建築資金を借りることができます。

③「委託者」の思い通りに財産の継承ができます。

一般的には、「委託者」が「受益者」に指定されますが、「委託者」が死亡した場合でも、次の「受益者」を指定することができますので、例えば、障害のある子がいた場合等には、親亡き後でも安心して生活できるように障害のある子を「受益者」に指定できます。

④「受託者」が破産・倒産した際、財産差押えの対象になりません。

信託した財産は、「受託者」が管理しているだけで、「受託者」の所有財産ではないので、「受託者」が破産・倒産しても信託財産は差押えの対象になりません。

Ｑ９　家屋信託のデメリット（注意しなければいけない点）は？

Ａ　３つのデメリットが考えられます。

①家族信託では身上監護（身上保護）はできません。

家族信託は、あくまでも財産管理のためのものであり、委託者である本人のための身上監護（身上保護）としての各種契約については対象外です。そのため、本人の身上監護（身上保護）については、親族が行うか、成年後見制度を利用することになります。

②親族間に不満が生じる恐れがあります。

「受託者」に指定されない親族から文句がでる場合や、遺留分を持つ親族から遺留分侵害額請求される等、不満が生じる恐れがありますので、可能な限り家族間の理解を得られる内容にすることが大切です。

③直接的な節税にはなりません。

家族信託には相続税を節税する効果はありません。不動産等の名義は「受託者」に変更になりますが、財産権は「委託者」に残るためで、「委託者」の死亡により相続が発生した場合には、その財産権は家族信託契約で決めた人に引継がれ、その時に相続税を納付する必要が生じます。但し、「受託者」が「受益者」に成り代わって相続税対策を行うことは可能です。

Ｑ10　「委託者」「受託者」「受益者」はそれぞれ複数人でも家族信託ができますか？

Ａ　できます。例えば、

- 「委託者」……兄弟で不動産を共有している場合等です。
- 「受託者」……兄弟で財産の管理する場合ですが、人数が多くなると考え方の相違で収拾がつかなくなりますので、避けることが望ましいです。
- 「受益者」……「委託者」だけでなく、障害のある子がいる場合等、支援をしなければならない家族がいる場合です。

Ｑ11　同一人物が「委託者」と「受託者」になれますか？

Ａ　できます。自己信託と称します。「委託者」の判断能力があるうちは、自らが「受託者」となって財産を管理し、判断能力が衰えた場合には、後継「受託者」に財産管理を任せるという方法です。

Ｑ12　同一人物が「受益者」と「受託者」になれますか？

Ａ　できますが、「受益者」の全部を「受託者」が個人的に１年間継続して保有している場合は、そこで信託は終了してしまいます。（信託法 163 条 2 号）

＜家族信託契約書の作成＞

Ｑ１　家族信託の契約書はどこで作成するのでしょうか？

Ａ　公証役場です。

Ｑ２　家族信託は、委託者が認知症になっても契約書の作成ができますか？

Ａ　基本的には、委託者が認知症になる前に契約書を作成しますが、認知症と言っても委託者によってその状況が異なりますので、公正証書で作成する場合は、最終的には公証人の判断で契約書を作成することになります。

Ｑ３　公証役場での費用はどのくらいかかりますか？

Ａ　信託財産の総額、公正証書のページ数、さらには公証人の出張サービス等の有無により費用が異なりますので、家族信託契約の内容が固まらないと費用の概算も固まりません。

Ｑ４　不動産を信託する場合は、どのようになりますか？

Ａ　委託者から受託者に不動産の「所有権移転及び信託登記」を行います。

Ｑ５　信託口口座とは何ですか？

Ａ　信託口口座は、信託財産を管理する口座として金融機関にて開設します。但し、現状では、信託口口座を開設できる金融機関は限定されており、信託口口座を開設するにあたっては、手数料が必要になります。

＜その他＞

Ｑ１　「家族信託」と「遺言」のどちらが優先するのでしょうか？

Ａ　「遺言」は一般法である民法に基づく制度ですが、「家族信託」は特別法でもある信託法に基づく制度です。

特別法は一般法よりも原則として優先するので、基本的に「家族信託」は「遺言」に優先するということになり、

・遺言書を作成した後に、家族信託契約を作成した場合

・家族信託契約を作成した後に、遺言書を作成した場合

のいずれも「家族信託」が優先します。

Ｑ２　「委託者」「受託者」「受益者」等の家族信託の関係者が死亡した場合は、どのようにすれば良いのですか？

Ａ　家族信託計約書に記載されている内容の通りに対応することになります。信託口口座につきましては、当該金融機関の事務取扱規程に従って対応することになり、信託不動産がある場合は、必要に応じて変更の登記を行います。

なお、亡くなられたということを証明するための書類としては、除籍謄本が一般的です。